

○印西市空家等対策の推進に関する規則

令和2年2月4日規則第12号

改正 令和4年8月17日規則第25号

改正 令和5年11月30日規則第39号

印西市空家等対策の推進に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び印西市空家等の適切な管理に関する条例（令和元年条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(立入調査等)

第2条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 法第9条第4項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（別記第2号様式）とする。

(空家等の適切な管理の促進に係る助言書)

第3条 法第12条の規定による助言は、空家等の適切な管理の促進に係る助言書（別記第3号様式）により行うものとする。

(指導)

第4条 法第22条第1項の規定による指導は、指導書（別記第4号様式）により行うものとする。

(勧告)

第5条 法第22条第2項の規定による勧告は、勧告書（別記第5号様式）により行うものとする。

(命令)

第6条 法第22条第3項の規定による命令は、命令書（別記第6号様式）により行うものとする。

(命令に係る事前通知等)

第7条 法第22条第4項の規定による通知は、命令に係る事前の通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

2 法第22条第4項の規定による意見書の提出は、意見書（別記第8号様式）により行うものとする。

(意見の聴取)

第8条 法第22条第5項の規定による意見の聴取の請求は、意見聴取請求書（別記第9号様式）により行うものとする。

2 法第22条第7項の規定による通知は、意見聴取開催通知書（別記第10号様式）により行うものとする。

(公示)

第9条 法第22条第11項の規定による公示は、標識（別記第11号様式）の設置のほか、印西市公告式条例（昭和29年条例第3号）第

2 条第 2 項の掲示場への掲示その他の適切な方法により行うものとする。

(戒告)

第 10 条 行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 1 項の規定による戒告は、戒告書（別記第 12 号様式）により行うものとする。

(代執行令)

第 11 条 行政代執行法第 3 条第 2 項の規定による通知は、代執行令書（別記第 13 号様式）により行うものとする。

2 行政代執行法第 4 条に規定する身分を示す証票は、執行責任者証（別記第 14 号様式）とする。

(緊急安全措置)

第 12 条 条例第 7 条第 1 項に規定する必要最小限度の措置は、次に掲げるものとする。

(1) 屋根、外壁材等の部材で、落下又は飛散のおそれがあるものの養生、取り外し等

(2) 開放されている窓、門扉その他の開口部の閉鎖

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 8 月 17 日規則第 25 号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に旧規則の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和 5 年 11 月 30 日規則第 39 号）

この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 50 号）の施行の日から施行する。